

令和 5 年 9 月 6 日
世田谷保健所生活保健課

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

1. 主旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 14 日に公布され、施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底及び、事業譲渡に関して規定された。

これにより生活衛生関係営業等の事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなった。

このことに準じて、世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例を令和 5 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2. 改正内容

事業譲渡による営業者地位の承継にかかる規定を追加する。

3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4. 施行予定日

規則で定める日

5. 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 9 月 第 3 回区議会定例会（条例改正案提案）

令和 5 年中 改正法の施行に合わせて改正条例の施行

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区プールの経営許可等に関する条例 昭和50年3月28日条例第28号</p> <p>第1条～第3条 省略 (地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があったときは、<u>当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人</u>(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>第4条～第13条 省略</p> <p><u>附 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区プールの経営許可等に関する条例 昭和50年3月28日条例第28号</p> <p>第1条～第3条 省略 (地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があったときは、<u>相続人</u>(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>又は分割</u>により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>第4条～第13条 省略</p>